

第5章 事業者・施設指定関係事務について

第1節 申請

指定申請に係る手続き

1 申請方法

指定居宅支援事業者・指定施設の指定を受けようとする者は、各法律のサービスの種類ごとに2に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県（当該事業所が指定都市又は中核市にある場合は、当該指定都市又は中核市。以下「都道府県等」という。）に提出する必要がある。（様式第1号参照）

2 申請書記載事項及び添付書類

事業者・施設の種類ごとに、申請書に記載すべき事項及び添付書類は下記のとおりである。

なお、具体的な申請書及び添付書類については、資料編の参考例を参照されたい。

(1) 指定居宅介護事業者（身障法施行規則第11条、知障法施行規則第32条、児福法施行規則第21条の14）

事業所（当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。）の名称及び所在地

申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

当該申請に係る事業の開始の予定年月日

申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等

事業所の平面図

事業所の管理者及びサービス提供責任者の氏名、経歴及び住所

運営規程

利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態

当該申請に係る事業に係る資産の状況

当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項

その他指定に関し必要と認める事項

(2) 指定デイサービス事業者（身障法施行規則第11条の2、知障法施行規則第33条、児福法施行規則第21条の15）

事業所の名称及び所在地

申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
当該申請に係る事業の開始の予定年月日
申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等
事業所の平面図及び設備の概要
事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
運営規程
利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態
当該申請に係る事業に係る資産の状況
当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項
その他指定に関し必要と認める事項

(3) 指定短期入所事業者（身障法施行規則第11条の3、知障法施行規則第34条、児福法施行規則第21条の16）

事業所の名称及び所在地

申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

当該申請に係る事業の開始の予定年月日

申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等

事業所の種別（身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成14年6月13日厚生労働省令第78号）、知的障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成14年6月13日厚生労働省令第80号）及び児童福祉法に基づく指定居宅支援事業者等の人員、設備及び運営に関する基準（平成14年6月13日厚生労働省令第82号）（以下「指定居宅支援等基準」という。）第65条第1項に規定する併設事業所（及びにおいて「併設事業所」という。）又は同条第2項の規定の適用を受ける施設の別をいう。）

建物の構造概要及び平面図（当該申請に係る事業を併設事業所において行う場合にあつては、指定居宅支援等基準第67条第2項に規定する併設本体施設の平面図を含む。）並びに設備の概要

当該申請に係る事業を併設事業所において行うときは当該申請に係る事業の開始時の利用者の推定数、指定居宅支援等基準第65条第2項の規定の適用を受ける施設において行うときは当該施設の入所者の定員

事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

運営規程

利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態

当該申請に係る事業に係る資産の状況

指定居宅支援等基準第76条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項

その他指定に関し必要と認める事項

(4) 指定地域生活援助事業者(知障法施行規則第35条)

事業所の名称及び所在地

申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所

当該申請に係る事業の開始の予定年月日

申請者の定款、寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等

建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要

利用者の推定数

事業所の管理者の氏名、経歴及び住所

運営規程

利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態

当該申請に係る事業に係る資産の状況

指定居宅支援等基準第95条において準用する同第76条の協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

指定居宅支援等基準第93条の知的障害者援護施設等との連携体制及び支援の体制の概要

当該申請に係る事業に係る居宅生活支援費の請求に関する事項

その他指定に関し必要と認める事項

(5) 指定施設(身障法施行規則第11条の5、知障法施行規則第37条)

施設の名称及び設置の場所

設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所

当該申請に係る事業の開始の予定年月日

設置者の定款及びその登記簿の謄本又は条例等

併設する施設がある場合にあつては、当該併設する施設の概要

施設の管理者の氏名及び住所

運営規程

入所者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

当該申請に係る事業に係る従業員の勤務の体制及び勤務形態

協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容

当該申請に係る事業に係る施設訓練等支援費の請求に関する事項
その他指定に関し必要と認める事項

指定申請に係る留意事項

1 施行前の指定申請段階で決定していない事項についての取扱い

- (1) 運営規程において定めるべき事項のうち、利用者から受領する費用については市町村長が決定する利用者負担額となるが、その他の費用について施行前の申請段階で規定することが困難である場合は、施行前の指定申請の際には当該規定がなくても良いものとし、それらが決定した段階で、施行前に改めて届出をさせるものとして差し支えない。
- (2) 定款等については、変更認可等の手続きが終了していない場合も想定されるが、当該事業を行う旨の理事会等の議事録等を併せて添付することをもって、指定申請することができるものとする。この場合、施行前に変更後の定款等について届出をさせるものとする。なお、これらの手続きにあたっては、法人所管部局との密接な連携を行う必要がある。
- (3) その他施行前準備行為として行う指定（以下「準備指定」という。）を受けた後、施行前に、申請時に提出された事項について変更がある場合は、当該変更内容について施行前に届出をさせるよう事業者を指導するものとする。
- (4) (1) 及び (3) の届出を担保するために、準備指定に係る書面において、これらの届け出を行うことが、準備指定が正式な指定としての効力を有するための条件である旨を事業者に対して明らかにする必要がある。

2 既に事業を実施している事業者からの指定申請に係る弾力的扱い等について

- (1) 身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法上の居宅介護、デイサービス、短期入所及び知的障害者地域生活援助（グループホーム）を行う事業所のうち、既に同種の事業について各法上の規定に基づく届出を行い、市町村から委託を受けて事業を実施しているものに係る指定申請については、都道府県等の判断により、指定申請に係る添付書類の一部を省略する取扱いとして差し支えない。
- (2) 指定事務担当部局は、既に同様の事業を実施し、所定の届け出をしている事業者に対する制度の周知や指定申請等に際しての連携を図る必要がある。